

## 北杜市社会福祉協議会福祉車両貸し出し事業実施要綱

### (目的)

第1条 北杜市社会福祉協議会福祉車両（車椅子を含む）貸し出し事業は、高齢者や身体障害者等自家用車での移送が困難な方に対して、車椅子に乗車したままで利用できるリフト付き福祉車両を貸し出し、社会参加の機会を得ることなどにより福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、北杜市社会福祉協議会とする。

### (利用対象者)

第3条 福祉車両の貸し出しを利用できる者(以下「利用者」という)は、北杜市内に在住し、車椅子を利用している者またはその親族等とする。

2 利用者で運転する者は、3年以上の運転経験を有するものとする。

### (利用申請)

第4条 福祉車両の利用を希望する者は、利用申請書(第1号様式)を本会会長に提出しなければならない。ただし、車椅子が不要の場合は申し出るものとする。

2 利用申請書は、利用希望日の2週間前までに社協各支所又は本所に提出するものとする。

3 会長は、福祉車両の利用申請があった場合は、この要綱により利用の可否を利用許可書(第2号様式)により速やかに通知しなければならない。

### (利用者の遵守事項)

第5条 福祉車両の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)福祉車両を利用する運転手は、事故を防ぐため利用日前に車両の構造並びに安全輸送のための使用前講習を社協職員から受けるものとする。

(2)福祉車両の乗降装置の操作を行える者は、前号の講習を受けた者に限定する。

(3)利用者は、道路交通法等法令の遵守をし、安全運転に心がけるものとする。

(4)利用者は、返車時には洗車・清掃を行い、運転日誌を記入のうえ担当者の確認を受けるものとする。

(5)利用者は、利用申請目的以外に輸送車の使用をしてはならない。

### (利用の範囲)

第6条 福祉車両の利用の範囲は、山梨県内とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用日時)

第7条 福祉車両を利用できる日時は、原則として毎日とする。ただし、福祉車両の鍵の受け渡しは、利用前日の社協執務時間内とする。

2 福祉車両を利用できる1回の日数は原則として、連続する2日以内の日数とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の制限)

第8条 福祉車両の申込があつた場合で、次の各号に該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 1ヶ月に4回を超える利用があるとき
- (2) 利用者が営利を目的とする利用と認められるとき
- (3) 年末年始等で社協による車両管理ができないとき
- (4) 修理、車両検査等で車両の利用ができないとき
- (5) 福祉車両を利用することにより、利用者が身体等に変調をきたす恐れのあるとき
- (6) 会長が福祉車両の利用をすることが不相当と認めたとき

(費用負担)

第9条 福祉車両の利用代金は無料とする。ただし、返車時に利用報告書(第3号様式)に必要事項を記入し、使用した燃料を1kmあたり30円として計算し、支払うものとする。

2 福祉車両利用時の有料道路・駐車料等、役務・使用料にかかる費用は、利用者の負担とする。

3 自動車損害賠償保険が適用されない一切の費用は、利用者の負担とする。

ただし、不可抗力による故障については、両者の話し合いによる費用負担とする。

(保険)

第10条 万一の事故に備え、実施主体は車両並びに賠償保険に加入するものとする。

(責任補償)

第11条 利用者は、福祉車両の利用を希望する場合、万が一の事故等のために社協が加入している保険内容を承諾のうえ福祉車両の利用をするものとする。

2 福祉車両の利用により事故が発生した場合の補償は、社会福祉協議会が加入している自動車任意保険の補償認定の範囲内とし、社協はそれ以上の補償及び本要綱に反した場合は、一切の責任を負わないものとする。

3 車椅子での事故やケガについて、本会では一切の責任を負わないものとする。

(保管・管理場所)

第12条 福祉車両の保管場所は、社協本所が保管管理するものとする。

(その他)

第13条 会長は、その他必要事項が生じた場合、随時利用者と協議を行うものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。